

令和 6 年 3 月 2 7 日開会

令和 6 年 3 月 2 7 日閉会

令和 6 年 3 月
甲府地区広域行政事務組合議会定例会
全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

(協議事項)

議案第 4 号 令和 5 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 5 号 甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 6 号 甲府地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 号 令和 6 年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算

議案第 2 号 令和 6 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算

議案第 3 号 令和 6 年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計予算

(出席議員)

山田 厚	興石 修	長沼 達彦	長沢 達也	木内 直子
末木 咲子	小沢 宏至	深沢 健吾	堀 とめほ	中畠 寿
橘田 大洋	清水 一成	若尾 彰子	樋口 孝之	滝川 美幸
小澤 重則	松井 豊	内藤 久歳	有泉 誠	新海 一芳
笹本 昇	田中 一臣	小林 耐三	今村 力	

24 名

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
副管理者	奥原 崇	事務局長	功刀 辰也
消防長	坂本 竜也	会計管理者	砂長恵美子
事務局次長	落合 康貴	副消防長	小野 英男
次長兼人事課長	田中 康弘	次長兼南消防署長	内藤 豊
次長兼企画財政課長	長谷川達郎	総務課長	今村 公二
予防課長	貴家 由夫	査察課長	佐藤 秋二
指令課長	早川 俊彦	中央消防署長	宮下 光夫
西消防署長	芦沢 岳	警防課長	保坂 雅夫
代表監査委員	佐藤 皖	公平委員長	田中 公夫
公平委員	名執 忠義	公平委員	長田 修

午後 1時49分 開 会

○奥石 修議長 ただ今から、全員協議会を開会いたします。議案審査の前に消防本部から報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

○坂本消防長 貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。冒頭、樋口管理者が話されましたとおり、すでにテレビ、新聞等で報道されております当消防本部職員の酒気帯び運転で現行犯逮捕された事案について、お詫びと御報告をさせていただきたいと思います。

本件は、令和6年3月22日金曜日、午前6時50分ごろ、南消防署第二部警防係消防士が、南アルプス市吉田の市道で、道路左側の電柱に衝突する事故を起こし、近隣住民の110番通報により、駆けつけた警察官が呼気検査を実施したところ、酒気帯び運転の基準を超えるアルコールが検出され、現行犯逮捕されたものであります。

本人は、警察署に勾留中のため、聞き取りができておりませんが、報道発表後に、飲み会に同席していたという職員からの申し出があり、昨日の報道にもありました同乗者の状況も含め、聞き取りを進めております。本人からの聞き取りができないため、事実確認に至っておらず、詳細な御報告ができない状況にあります。

今後、本人や関係職員等の状況聴取を進め、事実確認を行う中で、飲酒運転に至った背景とともに、さらなる再発防止対策と関係者を含めた処分を決定してまいります。

住民の生命や財産を保護すべき消防職員が、酒気帯び運転で逮捕されたことは、理由を問わず、断じて許されるものではなく、圏域住民の皆様の信頼を大きく損ねましたことを議員の皆様関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後二度とこのようなことが起こらないよう、職員一人一人の倫理感の一層の醸成と服務規律の遵守を徹底するとともに、飲酒運転の再発防止に全力で取り組み、圏域住民の皆様からの信頼回復に努めて参ります。

この度は誠に申し訳ございませんでした。以上で報告を終わります。

○奥石 修議長 引き続き、消防本部から石川県能登半島地震に係る緊急消防援助隊山梨県大隊の出動状況等について及び山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過について報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

初めに、石川県能登半島地震に係る緊急消防援助隊山梨県大隊の出動状況等について報告を受けます。

小野副消防長。

○小野副消防長 それでは、石川県能登半島地震に係る緊急消防援助隊山梨県大隊の出動状況等について御報告させていただきます。報告に入ります前に緊急消防援助隊について、簡略に御説明させていただきますと緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年度に創設された部隊となりまして、大規模災害や特殊災害が発生し、被災地の消防機関では対処できない場合に、各都道府県の消防本部や航空隊が、応援に駆けつけるものであります。

それでは、恐れ入りますが、お手元にございます参考資料1 石川県能登半島地震に係る緊急消防援助隊山梨県大隊の出動状況等についてを御覧願います。

まず、1の災害発生日時ですが、令和6年1月1日の16時6分ごろ、石川県珠洲市において、震度5強を観測する地震が発生しました。その後、さらに16時10分ごろ、石川県志賀町で震度7を観測する地震が発生いたしました。

次に、2の出動の指示ですが1月8日の午前8時に消防庁長官から緊急消防援助隊山梨県大隊に出動の指示がありました。

次に、3の主な活動場所ですが石川県輪島市において、主に活動を行いました。

次に、4の主な活動内容ですが石川県輪島市におきまして、先行して活動してまいりました和歌山県大隊と交代し、倒壊家屋等における人命検索・住民の安否確認・救急搬送また、被災しました消防署の業務を支援いたしました。

次に、5の時系列ですがこちらは、1月1日の地震発生直後から緊急消防援助隊山梨県大隊の派遣終了までを時系列にしたものになります。

次に、6の派遣状況ですがこちらは、緊急消防援助隊山梨県大隊の延べ派遣隊数及び派遣人員数でございまして当消防本部からは、延べ24隊69名を派遣いたしました。

最後に、7の山梨県大隊の編成ですがこちらは、第1次隊の編成部隊及び派遣人員の内訳でございまして当消防本部からは、山梨県大隊指揮隊をはじめ8隊23名を派遣いたしました。

なお、詳細な活動状況等につきましては、別紙1、別紙2のとおりでございます。

今後は、今回の派遣により得られました知識や経験を生かして、圏域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。また、緊急消防援助隊の活動状況の写真を1階ロビ

一に展示しておりますので、お帰りの際に御覧いただければ幸いです。

石川県能登半島地震に係る緊急消防援助隊山梨県大隊の出動状況等についての報告は以上でございます。

○奥石 修議長 以上で報告が終わりました。この件について、質問がありますか。
山田 厚議員。

○山田 厚議員 どうも御苦労さまでした。こういうことは大切だと思います。改めて、教えていただきたいのは、緊急消防援助ということになってくるわけですから、その費用配分等はどのようになっているのでしょうか。それから、特殊勤務手当などの支給も本組合と関連して、財政的な状況は、どうなのかお聞きしたいと思います。

○奥石 修議長 保坂警防課長。

○保坂警防課長 ただいまの質問にお答えいたします。緊急消防援助隊に関する国からの歳入につきましては、国の通知等により、緊急消防援助隊派遣にかかる人件費、超過勤務手当等のみを令和5年度中に負担することにしており、他の物件費等については、令和6年度において、国より歳入することになっております。

○奥石 修議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 職員の皆さん、大変、御苦労されたのですから、そのあと、すぐさま、いつも通り仕事をするよりも、一定のゆとりも必要だと思います。もちろん財政的なゆとりも必要だと思いますので、事態に対する対応をしっかりと、温かく見守っていただきたいと思います。

○奥石 修議長 その他、御質問ありますか。なければこの件に関しては以上で終了いたします。

続いて、山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過について報告を受けます。

長谷川次長兼企画財政課長。

○長谷川次長兼企画財政課長 それでは、山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過について御報告させていただきます。

恐れ入りますが、お手元にごございます参考資料2山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過を御覧願います。こちらは、令和5年12月組合議会定例会におきまして、御説明しました資料を更新したものになります。更新内容は、2ページの網掛けの部分になりますので、本日は、この部分について御報告させていただきます。

まず、令和6年1月の山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置に関する協議書の締結及び告示につきましては、1月19日に山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置について、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づきまして、関係地方公共団体と協議を行い協議書の締結をいたしました。

その後、1月31日付けで同条第2項の規定に基づき、同協議会の設置及び規約を告示したものでございます。

次に、3月の山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置に関する届出につきましては、同じく地方自治法第252条の2の2第2項の規定に基づき、3月1日に山梨県に届出を行ったものでございます。

最後に、今後の予定につきまして簡略に御説明させていただきますと4月に協議会を設置後、協議会において運用方法等、詳細な事項について、調整・協議を進めていくとともに、消防共同指令センターに係る実施設計を行っていきたいと考えております。その結果を踏まえまして、共同運用の可否について、協議会におきまして最終的な合意形成が図れた場合は、令和7年度に改修整備等を行い、令和8年4月の運用開始を目指してまいります。

山梨県国中消防指令業務等共同運用検討経過についての報告は以上でございます。

○奥石 修議長 以上で報告が終わりました。この件について、質問がありますか。他にありますか。

山田 厚議員。

○山田 厚議員 御苦労様です。いよいよ本格的に議論をされるってということで、令和8年度の運用開始に向けて、時間があるようで意外とないように思います。私もこの間、心配してきたのは、メリットとともにしっかりフォローするためにもデメリットはどんなのかなってということ。同時に私もこの前言いましたけど、100回から90回以上の議論を重ねたけど結局駄目になったんですよね。それは、御存じだと思いますけども、結局内容はどんなのかっていうところ。デジタル無線の問題もありましたけど、労働者の職員の皆さんをどう扱うのか、労働条件等々はどんなのかっていうとこで行き詰まったと記憶しているところです。

今回の問題もその辺のところを丁寧にやっていただいて、機械力だけの問題じゃなくて、人の扱いをどうするのかをしっかりと見ていただかないといけない。1つは、甲

府市と甲府地区、峡北、峡南などの市町村と比べてみても、どうなのかなってというのが給与の格差が随分ある。甲府市も決して高いわけではないが、その辺のところをどのように見ていくのかってところの格差が余りにも激しくなります。

それからもう1つ考えていただきたいのは、こちらに共同の指令センターを置くとなると通ってくる方々も随分大変なわけです。甲府地区ぐらいただたらまだしも。それから峡南ぐらいただたらまだしも、峡北もありますし、南アルプス市もあるわけですから、通勤におよそ2時間から1時間半ざらにかかるというふうに資料にも出ています。

そうするとその通勤手当とか通勤時間の問題もどうするのかということも含めて、今後、丁寧な議論をしていただきたいと思います。

以上、要望で終わります。

○奥石 修議長 その他、質問ありますか。なければこの件に関しては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。この全員協議会におきましては、日程第3 議案第4号から日程第8 議案第3号までの審査を行います。

はじめに、議案第4号 令和5年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第2号）について当局の説明を求めます。

長谷川次長兼企画財政課長。

○長谷川次長兼企画財政課長 それでは、議案第4号 令和5年度消防事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にございます議案目録の2ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、この補正の提案理由でございますが歳出、第1款消防費は、職員手当等に係る常備消防費及び消防施設費を追加更正するものでございます。

歳入につきましては、第3款国庫支出金、第6款繰入金及び第9款組合債を追加更正するための補正でございまして、金額につきましては、3ページに記載のとおり歳入、歳出ともに9, 149万円を更正し、補正後の歳入、歳出予算の総額は、それぞれ36億1, 810万9千円とするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。まず歳入でございますが、3款3項1目消

防費国庫負担金につきましては、令和6年能登半島地震への緊急消防援助隊派遣に係ります人件費分の負担金収入に伴いまして、535万4千円を増額するものでございます。

次に、6款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、時間外勤務手当の増額に伴いまして、不足する一般財源分である745万円を増額するものでございます。

次に、6款1項2目職員退職手当金支払準備基金繰入金につきましては、退職手当の減額に伴いまして、395万3千円を減額するものでございます。

次に、6款1項3目消防施設整備事業等基金繰入金につきましては、南消防署はしご車オーバーホールの事業費確定等に伴いまして、74万1千円を減額するものであります。

以上、6款1項基金繰入金につきましては、合計で275万6千円を増額であります。

次に、9款1項1目消防債につきましては、消防本部庁舎改修工事に係る事業費確定及び西消防署新庁舎整備事業に係る実施設計等の見送りに伴い9,960万円を減額するものであります。

8ページ、9ページをお開き願います。歳出でございますが、1款1項1目常備消防費につきましては、緊急消防援助隊の派遣に伴う特殊勤務手当の増額同じく、緊急消防援助隊の派遣及び救急件数の増加等に伴う時間外勤務手当の増額及び退職予定者の確定に伴う退職手当の減額により、職員手当等を885万1千円増額するものでございます。

次に、1款1項2目消防施設費につきましては、西消防署新庁舎整備事業の見送り等に伴いまして、1億34万1千円を減額するものでございます。

なお、建替えを検討しておりました西消防署については、敷地内にある水路や高圧線の問題、緊急防災・減災事業債を適用するに必要な嵩上げによる近隣住民に対する影響などにより、令和5年度の予定していた実施設計を見送ったものでございます。

こうしたことから、西消防署の建替えにつきましては、現在地での建替え工法の再検討のほか、近隣での建替えなど検討をしているところでございます。

3ページにお戻りください。次に、第2表の繰越明許費の補正でございますが、今年度、納入予定の新採用予定職員に支給する雨衣が社会情勢の影響により年度内の納

入が見込めなくなったため、1 款 1 項消防費の消防職員被服整備事業に係る限度額として、7 4 万 3 千円を追加するものでございます。

最後に、4 ページの第 3 表地方債の補正につきましては、起債充当事業費が確定いたしましたので、限度額を変更するものであります。

以上で、議案第 4 号 令和 5 年度消防事業特別会計補正予算（第 2 号）について、説明を終わらせていただきます。

○奥石 修議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田 厚議員。

○山田 厚議員 8 ページ 9 ページの常備消防費の特殊勤務手当などのうち、超過勤務手当そのものでいったら、どのぐらいの金額になったのでしょうか。また、時間でいったらどの程度になったかわかりますか。

○奥石 修議長 田中次長兼人事課長。

○田中次長兼人事課長 令和 5 年度の見込みで申し上げますと金額ベースで最終的な超過勤務手当の見込みについては、7, 5 1 8 万円程度ということになります。超過勤務時間については、年間約 3 万 3 1 0 時間を予定しております。

○奥石 修議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 超過勤務手当が出るっていうことは、結局仕事の繁忙状態ということですから、今後頑張っておられる定数の問題等々も努力していただきたいと思います。以上でございます。

○奥石 修議長 その他御質問ありますか。なければ、質疑なしと認めます。

以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第 5 号 甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

落合事務局次長。

○落合事務局次長 それでは、議案第 5 号 甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。議案目録の 1 5 ページと併せまして右上に議案第 5 号 資料 1 と記載してあります資料を御覧ください。

まず、議案概要について、御説明いたします。議案提出の目的でございますが、この条例改正につきましては、地方自治法の一部改正により令和6年4月1日から、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となり、また、フルタイム会計年度任用職員につきましては、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルが、今般の法改正と合わせて改訂され、支給条件を満たす会計年度任用職員に勤勉手当を適切に支給すべきものとされたところでございます。

これを受けまして、国の非常勤職員との均衡や会計年度任用職員の適正な処遇の確保の観点から本組合の会計年度任用職員に勤勉手当を支給するにあたり、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案の内容でございますが、支給対象者につきましては、期末手当と同様でございます。勤勉手当の支給月数は、6月期及び12月期合わせて、2.05月となります。

また、今回の改正によります令和6年度の影響額につきましては、勤勉手当支給額約400万円を見込んでおります。職員一人当たりでは、3年目の事務職員を例に挙げますと週29時間のパートタイム会計年度任用職員で年額約30万2千円の支給となります。

なお、勤勉手当は、民間企業の賞与のうち、成績査定分に相当する手当でありますので人事評価の結果や勤務状況に応じた手当額を支給することとなっております。

次に、改正する規定について、御説明させていただきます。議案目録の15ページと合わせまして、資料2の新旧対照表1ページを御覧ください。第2条は、会計年度任用職員に支給する給与として勤勉手当を新たに追加するものであります。

次に、3ページをお開きください。第13条の2は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度職員に対し、常勤職員に準じて勤勉手当を支給する旨の規定を新設するものであります。第25条は、期末手当の支給対象となるパートタイム会計年度任用職員の範囲を勤勉手当にも適用するため、文言を改めるものであります。

次に、4ページを御覧ください。第25条の2は、任期の定めが6か月以上かつ、1週間の勤務時間が15.5時間以上のパートタイム会計年度任用職員に対し、常勤職員に準じて勤勉手当を支給する旨の規定を新設するものであり、勤勉手当基礎額は、基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月あたりの平均額とするもの

であります。

なお、附則にありますように令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第5号 甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○奥石 修議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田 厚議員。

○山田 厚議員 これは地方自治法の改正に伴う各自治体での改正ということで、これは歓迎したいと思います。大賛成ですから。しかしながら、予算の方ですが簡単に聞いていただき要望としておきますが、予算の方には、会計年度任用職員の勤勉手当が記載されてない。これは結局、この議会で条例は改正するけども、年度予算では間に合わなかったと。補正予算という対応になるのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○奥石 修議長 田中次長兼人事課長。

○田中次長兼人事課長 会計年度任用職員の勤勉手当につきましては、消防本部の特別会計におきましては、組織市町の負担金が影響する関係で3月条例改正に伴う予算措置については間に合わなかった状況になります。

なお、支払いについては、当該年度の期末勤勉手当の支給時に支給し、また必要な予算等については、補正予算等で対応してまいりたいと考えております。

○奥石 修議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 了解しました。ただし官庁会計というのは、民間会計と違って、本来は予算重点主義なんです。だから昔でいうと補正予算という言葉で、更生予算という言葉を使っていたんです。だからなるべくなら、しっかり守っていただき、この支払いも金額も頑張っていただきたいと思います。

○奥石 修議長 その他、質疑ありますか。これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 甲府地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

貴家予防課長。

○貴家予防課長 それでは、議案第6号 甲府地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案目録の17ページから18ページと合わせまして、お手元にお配りしてございます議案第6号 資料1 議案概要を御覧願います。

議案提出の目的につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可申請に対する審査等に係る手数料の額の一部を改訂する等の必要が生じたため、甲府地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正するものであります。

議案の内容につきましては、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査の手数料を改めるものであります。

それでは、議案第6号 資料2 甲府地区広域行政事務組合手数料条例新旧対照表の1ページから3ページを御覧願います。

表の事務欄にございます3の消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査につきまして、金額欄に浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査の(1)から(8)のタンク容量ごとに下線が付きまして金額に改めるものであります。

恐れ入りますが、金額につきましては、資料に記載されておりますので、省略させていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。なお、当本部管内には該当危険物施設はございません。

施行日につきましては、令和6年4月1日改正政令の施行の日からの施行でございます。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

○奥石 修議長 以上で、説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第1号 令和6年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算から議案第3号 令和6年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計予算までの

3案を一括して当局の説明を求めます。

落合事務局次長。

○落合事務局次長 それでは、議案第1号から議案第3号のうち、事務局所管の提出案件につきまして、御説明いたします。

なお、金額につきましては、説明書に記載されておりますので、一部を除き、省略させていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の冊子、A4横版になります令和6年度予算に関する説明書の1ページをお開きください。

令和6年度甲府地区広域行政事務組合予算一覧表でございます。一般会計及び特別会計の合計は、表の総計欄に記載のとおり39億9,945万6千円でございます。対前年度比2億4,631万6千円の増額でございます。

次に、7ページをお開きください。議案第1号 令和6年度一般会計予算でございます。1の総括にあります歳入、また、8ページの歳出でございますが予算総額は、ともに4,972万1千円で対前年度比25万1千円の増額でございます。

次に、歳入の主な項目につきまして、御説明いたします。

8ページの2歳入の欄を御覧ください。1款1項1目組合運営費負担金は、組織市町から均等割り10%人口割り90%の割合で納入していただきます負担金でございます。

次に、9ページを御覧ください。2款1項1目利子及び配当金につきましては、説明欄に記載のとおり、3つの基金の運用利子収入でございます。

なお、この利子収入につきましては、歳出で、それぞれの基金費に同額を計上しまして、各基金に積み立てをするものでございます。

次に、11ページをお開きください。3の歳出でございますが1款1項1目議会費は、組合議会の運営経費でございます。主なものにつきまして、御説明いたします。

1節報酬は、組合議会議員24名分の報酬でございます。

8節旅費は、議員行政視察研修に要します経費でございます。

10節需用費は、主に地方議会事務提要等の追録に要します費用でございます。

13節使用料及び賃借料は、議員行政視察研修に伴いますバス借上料及び議員懇話会会場借上料等でございます。

次に、12ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、事務局の運営経費等でございます。主なものにつきまして、御説明いたします。

1節報酬は、管理者等の特別職の報酬でございます。

2節給料から4節共済費につきましては、事務局職員4名分の人件費でございます。

10節需用費は、消耗品費、予算書・決算書等の印刷製本費が主なものでございます。

12節委託料は、組合ホームページ運用保守管理費、組合例規集更新データ作成業務でございます。

13節使用料及び賃借料は、複写機、事務連絡用自動車のリース料及び組合例規集データベースシステムの使用料等でございます。

次に、13ページを御覧ください。24節積立金は、事務局職員1名分の職員退職手当金支払準備基金への積立金でございます。

次に、2目の公平委員会費は、公平委員3名分の報酬でございます。

次の3目財政調整基金費から5目消防施設整備事業等基金費は、歳入の財産収入に計上してあります基金の運用利子を、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。

次に、2項1目監査委員費でございますが、1節報酬は、監査委員2名分の報酬でございます。

10節需用費は、決算審査意見書、定期監査報告書に係る印刷製本費でございます。

次に、14ページをお開きください。3款予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

以上で、議案第1号 一般会計予算についての御説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第3号 令和6年度国母公園管理事業特別会計予算について、御説明いたします。

恐れ入りますが、50ページをお開きください。1の総括にあります歳入、歳出予算の総額につきましては、ともに2,537万8千円で、対前年度比146万8千円の増額でございます。

次に、51ページを御覧ください。2の歳入でございますが、1款1項1目国母公園管理負担金は、甲府市、中央市、昭和町から均等割り30%、人口割り70%の割

合で、納入していただきます負担金でございます。

次に、2款1項1目公園使用料は、有料運動施設の使用料と公園の占用料でございます。

次に、52ページをお開きください。4款1項1目国母公園管理基金繰入金は、後ほど、歳出で御説明いたしますが、国母公園内の改修工事の財源として、175万7千円を基金から繰り入れるものでございます。

次に、53ページを御覧ください。6款2項1目雑入は、国母公園管理事務所の一部を使用する国母工業団地工業会事務局からの光熱水費等相当額分の納入金が主なものでございます。

次に、54ページをお開きください。3の歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、公園管理に要します経費でございます。主なものにつきまして、御説明いたします。

1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員3名分の人件費でございます。

10節需用費は、消耗品費、光熱水費、事業用及び建物修繕費等でございます。

12節委託料は、公園内の清掃作業、ごみ処理業務、公園内樹木の整枝剪定業務等の委託料でございます。

14節工事請負費は、屋外トイレの屋根及び内外壁の改修工事、駐車場の区画線吹き付け工事など、国母公園内、各改修工事の経費でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、国母工業団地内のグリーンベルト管理に係る補助金でございます。

以上、議案第1号から議案第3号までのうち、事務局が所管する2つの会計の歳入・歳出予算について、説明を終わらせていただきます。

なお、消防事業特別会計につきましては、長谷川次長から御説明いたします。

○奥石 修議長 続きまして、長谷川次長兼企画財政課長。

○長谷川次長兼企画財政課長 引き続きまして、議案第2号 令和6年度消防事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。

恐れいりますが、御説明に入る前に、現在、協議会設置に向け準備を進めています国中地域の6消防本部によります指令の共同運用につきまして、令和6年度予算から、山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の費用を消防事業特別会計の歳入・歳

出に計上させていただいております。これにつきましては、12月組合議会定例会におきまして議決をいただきました協議会設置に係ります協議会規約におきまして、甲府地区広域行政事務組合の予算から支出することとなっていることから、計上しているものでございます。詳細につきましては、予算説明の中で御説明させていただきます。

恐れいりますがお手元の予算に関する説明書の27ページをお開きいただきたいと存じます。金額につきましては、予算書に記載されておりますので、一部を除き、省略とさせていただきます。

令和6年度消防事業特別会計予算であります。27ページの歳入及び28ページの歳出ともに予算総額は同額の39億2,435万7千円で、前年度と比較いたしまして、2億4,459万7千円の増であります。

増額の主な要因といたしまして、歳入は、6款繰入金のうち職員退職手当金支払準備基金繰入金及び9款の消防債の増額が主な要因となっております。

歳出につきましては、1款消防費のうち、人事院勧告及び職員数の増に伴う給料・職員手当・共済費の増額、定年延長に係る暫定退職者の増に伴う退職手当の増額、非常用発電設備などの庁舎改修工事に伴う工事請負費の増額、自動車等購入費の増額などが主な要因であります。

次に、29ページを御覧ください。歳入予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

1款1項1目消防費負担金は、33億9,554万5千円で組織市町からの常備消防費負担金を含め5件の負担金を受け入れるものであります。

2款1項1目消防手数料は、422万1千円で、危険物施設許認可等申請手数料であります。

次に、30ページを御覧ください。5款1項1目財産貸付収入は、93万5千円で、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

次に、31ページを御覧ください。6款1項2目職員退職手当金支払準備基金繰入金は、2億196万2千円で、退職手当等に充当するものであります。

3目消防施設整備事業等基金繰入金は2,500万円で、車両更新計画に基づく、中央署救助工作車及び南署高規格救急自動車の車両更新や中央署はしご車オーバー

ホールに係る車両整備事業、中央署空調設備改修工事などの施設整備に充当するものであります。

次に、３２ページを御覧ください。８款２項１目雑入は、４７８万円で高速自動車国道における救急業務支弁金などを受け入れるものであります。

９款１項１目消防債は、２億９，１９０万円で車両更新２台、中央署空調設備改修工事、非常用発電設備１号機改修工事、山梨県国中消防指令業務等共同運用実施設計業務委託に係る当消防本部分の事業費に充当するものであります。

次に、３３ページを御覧ください。歳出予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

１款１項１日常備消防費のうち、２節給料から４節共済費までは、消防職員に係る人件費であります。

１２節委託料は、高機能消防指令センター保守点検業務委託料や消防救急デジタル無線保守点検業務委託料などに要する経費であります。

次の３４ページを御覧ください。１款１項２目消防施設費であります。１０節需用費は、当本部に配備されております３台のはしご車のうち、中央消防署に配備されております中央署はしご車のオーバーホール等に要する経費であります。

１４節工事請負費は、中央署空調設備改修工事、消防本部非常用発電設備１号機改修工事、南署オーバースライダー修繕に要する経費であります。

１７節備品購入費は、車両更新計画に基づき、中央署救助工作車及び南署高規格救急自動車の更新整備に係る経費を計上したものであります。

次の３５ページを御覧ください。次に、１款１項３目消防指令事務協議会運営費は、山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会に係る費用を令和６年度から計上したものでありまして、内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、こちらの事業費の財源につきましては、５消防本部からの消防指令事務協議会負担金と消防債及び一般財源を主な財源としております。

次の３６ページを御覧ください。２款１項公債費は、消防施設等整備事業の財源として、起債いたしました消防債の元金償還金及び利子であります。

以上で、議案第２号 令和６年度消防事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○奥石 修議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○松井 豊議員 要望意見でもよろしいですか。34ページの工事請負費や備品購入ですがこの備品というのは、消防車のことだと思うんですが、億になる予算ですから、簡単な説明をして文字にしてやってもらいたい。今回は構いませんけども、それが1点ともう1点は、実は私も消防団の団員ですけど、10数年やってきました。その間にちょっと気になったことは、消防車がしばしば更新されているのですが、まだ使えるじゃないかとか、あるいは東南アジアへ行くんだよという話があったりしています。聞いたら救急車を含め消防車15年というような目安はあるようですが、実はここにいる議員の市町ではおそらく公用車のバンなどは、多分10万キロが目安だと思います。だけど自動車業者に言わせるとオイル交換をしてメンテナンスをすれば20万キロは十分走りますという話もしばしば聞きます。なぜ、こういうことを言うのかといいますと日本のGDPがついにドイツに追い抜かれました。ドイツは、日本の半分程度の人口や労働時間しかないです。経済の発展力が30年前の1位から今35位になり、発展途上国化していると言われていています。

こういう従来の基準を見直す必要があるのではないかと。適正管理によって長寿命化を図るとか、これは特殊車両ですから下請けに出すというものでもないと思います。だからそういう面できちんとした専門管理を徹底させて、長寿命化を図って経済再生にも貢献していき、もったいない精神を忘れていないのかという気がいたしますのであくまでも意見要望として言わせていただきます。

○奥石 修議長 その他、質疑ありますか。

木内直子議員。

○木内直子議員 よろしくお願いいいたします。消防事業特別会計予算に関連して、2点お聞きしたいと思っております。

まず1点目は、新年度の職員数に関連して、新年度の職員数は339人となっています。この人数で、まず、前年度と新年度の充足率は、どのようになるのでしょうか。令和4年度は73.3%となっていました。充足率がどうなっていくのかをお聞きいたします。そして、現在の時間外労働時間の平均がどのくらいで、最大でどのくら

いの時間外労働時間があるのかを教えてくださいたいと思います。

○**奥石 修議長** 長谷川次長兼企画財政課長。

○**長谷川次長兼企画財政課長** まず、充足率でございますけれども、現在、直近の令和4年実施の充足につきましては、73.7%となっております。令和5年度につきましては、339名で再任用も含めて348名体制で事業を行っており、充足率は、74.5%となります。

○**奥石 修議長** 田中次長兼人事課長。

○**田中次長兼人事課長** 超過勤務の状況につきましては、令和4年度決算で申し上げますと、月平均全体で7.3時間、平均で87.5%、5時間ということになります。

なお、令和5年度、現在の最長は131時間になりますが、これは総務省に行っております職員が緊急消防援助隊等の対応ということで、非常に長い勤務時間となります。私どもの職員では、56時間というのが最長の勤務時間になります。

○**奥石 修議長** 木内直子議員。

○**木内直子議員** 充足率の再確認になりますが、新年度は、どのくらいになるのでしょうか。

○**奥石 修議長** 長谷川次長兼企画財政課長。

○**長谷川次長兼企画財政課長** 新年度につきましては、令和6年度になりますが、再任用を含めまして74.5%になります。

○**奥石 修議長** 木内直子議員。

○**木内直子議員** まだやはり低いかなと思うのと新年度から日勤機動救急隊などで新しい事業もスタートさせていくと思いますが、多忙になっていくのではないかと懸念されますがその点はいかがでしょう。

○**奥石 修議長** 長谷川次長兼企画財政課長。

○**長谷川次長兼企画財政課長** 日勤機動救急隊につきましては、昨年12月の議会におきまして、条例定数を36人引き上げまして、371人にさせていただいたところでございます。その際につきまして定年延長、また今後の消防需要を踏まえまして、計画をしている中で、来年度、日勤機動救急隊4名、さらに今後につきましては、救急情勢がさらに伸びることが懸念されておりますので、情勢を見る中で、定員管理を行っていききたいというふうに考えております。

○奥石 修議長 木内直子議員。

○木内直子議員 多忙化の状況については、注目していきたいと思います。もう1点は、男性の育児休業についてお聞きしたいと思います。

令和5年度は、男性2名の方が、配偶者の出産で育児休業を取得したとお聞きしております。新年度は、配偶者の出産予定の男性は何人いるのか、今の時点で、育児休業を取得する予定の方がいるのかわかりましたらお願いします。

○奥石 修議長 田中次長兼人事課長。

○田中次長兼人事課長 令和5年度、先ほど木内直子委員がおっしゃるとおり取得率に対しては、対象者が14名で14.3%になります。当初の私どもの目標が10%ですので、そこは超えている状況にあります。

令和6年度の対象者というところは、これから生まれるお子さんがいらっしゃいますので、4月1日現在、1年間の出産期間で14名。今後、新たに加わる方がおりますので、正確な数字は申し上げられませんが、概ね20名程度になることを見込んでおります。

○奥石 修議長 木内直子議員。

○木内直子議員 まず令和5年度、初めて育児休業を取得した方が出たことは、非常によかったなと思います。さらに、配偶者の出産予定の男性職員は増えていくだろうと思いますので、それに対する新年度の取り組みなどは、予定されているのでしょうか。

○奥石 修議長 田中次長兼人事課長。

○田中次長兼人事課長 育児休業の取得につきましては、山梨県も100%を目指すという状況もございまして、私ども消防本部としましても、取得に向けて各署長等を通じて取得しやすい環境を作っていただく指導をするとともに、パンフレット等を通じて職員に取得しやすい環境づくりを目指していきたいと考えています。

○奥石 修議長 木内直子議員。

○木内直子議員 ありがとうございます。引き続きの取り組みをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○奥石 修議長 その他、質疑ありますか。

山田 厚議員。

○山田 厚議員 まず簡単に教えていただきたいのは、消防指令事務の関係でこれは先ほどおっしゃいましたように、35ページのところですが、これに関しては、消防本部だけで、国なり県市の指令補助というか、支援金というものはないのでしょうか。ちょっと不思議に思うわけですがどうですか。

○奥石 修議長 長谷川次長兼企画財政課長。

○長谷川次長兼企画財政課長 国から支援はございませんけども、今回、共同消防指令センターを行う場合の有利な財源として緊急防災・減災事業債が適用できるというものになります。ただ、県から何らかの支援があるというものは、一切ございません。

○奥石 修議長 山田 厚議員。

○山田 厚議員 緊急防災・減災事業債は、時間限定だったかなと思うんですけど、その辺のところも十分注意して対応していただきたいと思います。

それから先ほど木内直子議員が言われました職員の問題ですけども、特に注目しているのは育休の問題です。これから予定対象者数は、結構な数を今確認したところですが、それに伴って、いつでも休んでOKという確保要員がなければ駄目なんですよ。1人が休んだり、または職場結婚したら2人同時に休んでしまうことは、この前もお願いをしましたが、その辺のところを十分配慮していかないとうまくいかないという感じがします。

このほか国の目標とされていましたが職員数の5%。これは令和8年でしたか。それまでに何とかやろうということで、本組合の現状と新年度の状況、進捗状態を教えてください。

○奥石 修議長 坂本消防長。

○坂本消防長 職員の休暇につきましては、市役所ですと職員が休めば会計年度任用職員で100%ではないですが代替ができます。ただ消防職員の代替は会計年度任用職員ではできませんので、任期付職員というような消防のOBなんかを採用した職員の活用ができれば、育休をとった職員の穴埋めもでき、職員も休むことができるのではないかと考えもありますのでそういったところも含めて、休暇の取りやすい体制というものを考えていきたいと思います。

○**奥石 修議長** 田中次長兼人事課長。

○**田中次長兼人事課長** 女性職員の採用の目標につきましてお答えさせていただきます。女性職員につきましては、本組合の仕事子育て支援プランによりますと令和8年度までに、女性職員の充足率5%を目指しているところでございます。

令和6年3月現在、女性職員が13名。職員数が331名ですので、3.9%の状況になっています。

なお、令和8年度、5%の目標としますと、現在の見込みで申し上げますと、職員数が339名ですと17名ということになりまして、今後におきましては、4名を加えていくことを目指してまいりたいと思います。

○**奥石 修議長** 山田 厚議員。

○**山田 厚議員** 確かに頑張っておられると。全国的な数値より本組合は、結構頑張っていると評価したいと思います。ただ、本来の条例定数だと371名でしたので、そうすると18名か19名になってくると思います。そうするともうちょっと頑張らなくてはならないような感じになります。

先ほどのお話だと会計年度任用職員もその数値になりますから、その数値もきつくなります。だからその辺のところもぜひ頑張っていたきたいと同時に、設備費で、トイレ、浴室、仮眠室の状態っていうのは、消防本部としては全体的にどのような状況でしょうか。また未整備のところあるようでしたら教えてください。

○**奥石 修議長** 今村総務課長。

○**今村総務課長** 女性職員が宿直できるのは、中央消防署と南消防署となっております。従いまして出張所と西消防署では、女性の施設がない状態でございますけれども、施設については、今、女性職員8名が勤務できる状況となっておりますので、施設については、適切に運用しておりますので、今のところ問題はございません。

○**山田 厚議員** 今のところ問題ないんでしょうけど、これから増えたら問題が出てくる可能性があるんですね。特に国が消防職員の女性が少ないと言い始めたのは、体力を使う自衛隊でも警察でも、海上保安庁でも比べても随分消防の方が少ないと。そういうところから出されたわけですね。そうすると、いろんな出張所においても、必要な限り設備を整えることは当然だと思います。特に設備費の50%は、地方交付税措置されると聞いていますから、あと2年間ぐらいですね、新年度も含めて、頑張

りどきだと思imasuのでその辺のところの努力をしていただきたいと思imasu。それから、この消防本部のトイレ等々が結構傷んでいるんですよね。その辺の改修にも留意して頑張っていたいただければありがたいと思imasu。

○奥石 修議長 その他質疑ありますか。これをもって質疑を終結いたします。

以上で議案第4号から議案第3号までの審査を終了します。

以上をもちまして全員協議会を閉会いたします。

午後 3時14分 閉 会